

■基本契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
65	9	第14条	2	(1) ～ (6)	契約の終了	本基本契約を解除することができる場合について、第(1)号から第(6)号においては本事業に関し該当する場合とするのが一般的ですが、このような理解でよろしいでしょうか。	本事業に限りません。違約金を前提とする規定ではないことに留意ください。(第12条に基づく損害賠償はあります。)